

(答申第56号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「処分庁」という。）が行った道路の不具合に関する通報等の対応記録に係る保有個人情報開示決定を取り消し、対象とする公文書の特定をやり直した上で、改めて処分を行うべきである。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 保有個人情報開示請求等

##### (1) 保有個人情報開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、令和7年2月21日付けで処分庁に対し、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

##### (2) 本件開示請求の内容

令和○年○月○○日（○） ○○○ 多治見土木事務所 訪問  
○/○○（○）現地視察 ○/○○ TEL ○/○○ 県技術検査課  
○○氏→多治見土木

令和○年○月 県技術検査課 ○○氏→多治見土木 県技術検査課と多治見土木事務所間電話のやりとり

国道○○○線（○○○○○○○○○○○○○○○近く） 多治見土木事務所  
○○○と多治見土木事務所（○○氏、○○氏）と電話のやりとり

#### 2 処分庁の決定

処分庁は、請求内容に合致する文書として、「対応記録（国道○○○号 ○○○○○○○○地内における道路付近への階段設置依頼）」（以下「本件公文書」という。）を特定し、法第78条各号に定める不開示情報のいずれも含まないことから、個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和7年3月14日付け多土第668号により、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年5月13日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 4 諮問

処分庁は、法第105条第3項で準用する同条第1項の規定に基づき、令和7年5月22日付け道維第144号で、本件審査請求について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、再度、請求内容を精査し、再開示することを求める。

## 2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

### (1) 道路維持業務における文書作成について

審査請求人は、令和〇年〇月〇〇日に多治見土木事務所を訪問し、職員に対して法面の一部陥没や樹木の伐採について通報し、〇月〇〇日には現地で同所職員に不具合箇所を説明した。また、〇年〇月〇〇日には、電話で道路に穴ぼこがあることも通報した。

道路維持課のホームページ及び「岐阜県道路施設維持管理指針」によると、多治見土木事務所道路維持課の業務は、道路パトロール・地域住民等の通報により維持修繕するための情報を収集して国道、県道等の維持修繕を実施するものであり、今回のケースは、通報後、修繕工事がなされたケースであることから、必ずしも記録しなくてよい軽微なケースには該当しない。

審査請求人の通報した一連の道路付近の不具合情報が通報情報として蓄積されておらず、存在する文書も、道路付近への階段設置依頼の中で、その説明のため追加的に触れた程度のもので、通報という内容ではない。

今回、通報以後の対応記録等の開示請求をしたが、その記録が無いとされ、開示されたのは、別タイトルの「道路付近への階段設置依頼」であった。本来、記録されなければならないタイトルは、「国道沿いの法面の陥没の通報等」であることから、多治見土木事務所では本件通報を正確に処理しておらず、また、令和〇年〇月〇〇日以降の対応記録も開示されていないという事実から、事務処理は、文書で行うという大前提からも適切に処理していない。

なお、多治見土木事務所の職員からは、「文書管理システムには一連の工事が全て終了後入力する」と言われたが、工事は令和7年1月上旬に完了しており、2月21日時点では、システム入力まで1か月以上経過しているから、文書の即日処理の原則に反し、また、迅速に取り扱わなければならないと定める公文書規程にも反している。

審査請求人が通報した国道沿いの不具合の通報がどういう経緯で工事に至り、実行されたかを、一県民として知る必要があるとの思いに至ったが、意思決定に至る過程が分かる議事録が作成されてないとしたら、県民に対して説明責任を果たしていない。

また、道路の修繕の流れは、住民の通報・道路パトロールの報告→現地調査→修繕工事である。この流れの中で、処分庁は指示書及び業者による修繕工事の完了報告書の提出のみで適正に事務処理していると主張しているが、「住民の通報・道路パトロールの報告」の部分が欠落している。

ちなみに、国土交通省では、面談記録が残されており、同省では「行政相談システム」へのデータ入力という方法で、通報内容に対する対応状況

や結果を記録しているとのことであった。

さらに、処分庁は、業務完了検査実施後に苦情、通報などの情報を登録していることが適正な業務であると主張しているが、適正な業務とは、事案発生毎にその都度、入力、記録することである。

したがって、事案発生から相当期間経過後、業務完了検査実施後にまとめて入力することは適正ではない。

修繕発生の有無にかかわらず、住民からの通報記録は、軽微な場合を除き、住民に対して、あるいは備忘録として必要である。

## (2) 特定した文書の日付の相違について

審査請求人が本件開示請求で示した具体的な日付は、令和〇年〇月〇〇日、〇月〇〇日、〇月〇〇日、〇月〇〇日である。しかし、本件公文書に記録された日付は、令和〇年〇月〇〇日である。業務上必要な記録を正確な日時に記録してないこと、又は、記録すらないという意味である。

〇月〇〇日は、現地視察の際、階段設置依頼の通報をした日付である。したがって、国道沿いの不具合の対応の記録と階段の設置依頼に関する記録とは、その目的が違うことから、この開示された内容は審査請求人が開示を求めた文書ではない。

本件処分に係る通知書は、全部開示となっている。しかしながら、審査請求人が特定した日付ではないこと、国道沿いの不具合の対応記録等でないことから、全部開示とはいえない。

開示請求に係る対象公文書の特定に当たっては、必要に応じて適宜、請求者に開示請求の内容を確認するなどして、事務処理をするのが相当である。

開示請求に形式上の不備があると認められるときは、補正を求めることができるが、今回の事案における「形式上の不備」とは、開示を求めている文書が具体的に特定されたが、特定日と開示された文書の年月日が一致しない場合に該当する。審査請求人が特定した年月日と開示された年月日が異なる場合には、公文書における正確性に鑑み、請求人に対して確認することが適正な開示業務といえる。

したがって、当該補正をしないことは、県民に対して行政の信頼を損なうことである。特に道路維持課からの要請で審査請求人が日付を特定し連絡したことからみると、県民に対する説明責任という観点から、補正は必要であったと認識している。

## 第4 処分庁の主張

### 1 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

### 2 本件処分の理由

処分庁が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 道路維持業務における文書作成について

通報を受けた道路の不具合の内容については、日常の道路維持修繕業務に



は記録しておくべきものである旨を主張する。

さらに、国土交通省との面談記録の資料によれば、同省では通報内容や対応状況、結果についての記録が通報当初から作成されており、道路の不具合に関する通報があれば、最初の通報時点から記録することが正確な事務処理であるとのことであったと主張する。

処分庁は、地域住民等から通報を受けた道路の不具合は、日常の道路維持修繕業務にて対応しており、修繕の実施にあたっては、委託事業者に通報を受けた箇所及びその内容、処置方法を記載した指示書を発行していること、また、当該委託事業者から処置内容を記録した完了報告書を提出してもらうことで、文書による事務処理を行っていると主張する。

また、地域住民等からの通報により、道路の修繕が必要な内容については業務完了検査後、受付処理データベースシステムに登録し、情報を蓄積しており、本件開示請求の内容に係る法面補修及び路側の伐採についても、業務完了検査後の令和6年9月30日以降に登録しているとも主張する。

さらに、処分庁は、本件処分に先立ち、審査請求人へ直接連絡し、本件開示請求において開示を求める文書は、開示請求書に記載のある日付の審査請求人等と多治見土木事務所との具体的なやり取りを記載した対応記録、いわゆる議事録であることを確認した上で、対象公文書を特定しており、不明な点や形式上の不備もないことから、補正の必要性はないものと判断したとしている。

その一方で、処分庁は本件開示請求の対象公文書を特定する過程において、本件開示請求の内容とは異なる階段設置要望等の進捗管理表（以下「一覧表」という。）において、審査請求人から通報を受けた不具合に関しての記載が確認されたものの、その内容は、現地での立ち会いや、業者への措置の指示など、事実関係を端的に記載したのみで、具体的なやり取りを記載した議事録とはいえないため、本件開示請求に係る対象公文書として特定しなかったとのことであった。

まず、本件開示請求に対して、本件公文書を特定したことについては、直ちに不自然、不合理な点があるとは認められないが、本件公文書以外の記録の存在について処分庁に確認したところ、受付処理データベースシステムに開示請求の内容に係ると思われる法面補修及び路側の伐採の経過が令和7年1月21日には登録されていたことが判明したとのことであった。

しかし、当該記録には「通報者氏名」や「通報者連絡先」は空欄となっており、また「通報日時」や「通報内容詳細」は、指示書の日時等を記載していることから、日付も内容も審査請求人の説明内容とは異なる記載となっていた。

そのため、当該受付処理データベースシステムの記録は、特定の個人を識別することは困難であり、また法第2条第1項第1号に規定する「他の情報と容易に照合することができ」るものにも該当せず、個人情報とは認められないことから、本件開示請求の対象公文書には該当しないものと考えられる。

次に、一覧表について確認したところ、一覧表には日付とともに、審査請求人から連絡があった旨や会話内容が記載されており、一定のやり取りを記録し

た文書であることが認められる。

この点、処分庁は、一覧表は具体的なやり取りを記載した議事録ではない、として、対象公文書として特定しなかったが、本件開示請求の内容に照らすと、この判断は、適切ではない。よって、一覧表は、対象公文書として特定されるべきものと認められる。

したがって、本件処分は、対象とする公文書の特定に不備があったものというべきである。

## 2 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 3 付言

本件処分では、道路の不具合の通報等に関する対応を行う都度、その内容を受付処理データベースシステムに記録するという基本的な事務処理を行わなかったため、同システムに適切な登録がなされず、本来であれば特定されるべき公文書が特定されないという事態が生じた。

適正な事務処理の徹底については、既に処分庁において是正が図られているとのことであったが、適正な記録作成及び文書管理は、保有個人情報の正確性や取扱いの適正性を本人が確認するための開示請求の前提であり、適正な記録の作成に一層努められたい。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

|                         | 審 査 の 経 過                               |
|-------------------------|---|
| 令和7年5月22日               | 処分庁から諮問を受けた。                            |
| 令和7年8月25日               | 処分庁から弁明書（写し）を受領した。                      |
| 令和7年11月21日              | 処分庁から反論書（写し）を受領した。                      |
| 令和7年12月25日              | 処分庁から再弁明書（写し）を受領した。                     |
| 令和8年2月3日                | 処分庁から反論書（写し）を受領した。                      |
| 令和8年2月20日<br>（第119回審査会） | 諮問事案の審議を行った。                            |
| 令和8年3月23日<br>（第120回審査会） | 審査請求人及び処分庁から口頭意見陳述を受けた。<br>諮問事案の審議を行った。 |
| 令和8年4月28日<br>（第121回審査会） | 諮問事案の審議を行った。                            |
| 令和8年6月10日<br>（第122回審査会） | 答申案の審議を行った。                             |

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

| 役職名 | 氏名     | 職業等       | 備考 |
|-----|--------|-----------|----|
|     | 鉦口 崇   | 弁護士       |    |
|     | 佐藤 住子  | 行政書士      |    |
|     | 椎名 智彦  | 朝日大学法学部教授 |    |
|     | 白木 雄一郎 | 岐阜商工会議所議員 |    |
| 会長  | 和田 恵   | 弁護士       |    |

(五十音順)